

# 高齢者虐待防止のための指針

鳩山町地域包括支援センター  
(令和 7年 1月)

この指針は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とし、鳩山町地域包括支援センター職員は、本指針に従い業務にあたるものとする。

## 1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 2 虐待防止検討委員会について

虐待防止のために虐待防止検討委員会を設置し、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

### (1) 虐待防止検討委員会での検討内容

ア 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関すること

イ 虐待防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待防止のため職員研修の内容に関すること

エ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ 職員が虐待等を発見した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

### (2) 虐待防止検討委員会の委員構成

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等で構成する。なお、虐待防止委員会の担当者は社会福祉士があたるものとする。

### (3) 開催

定期開催及び虐待発生の都度開催する。

なお、開催にあたり、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、町（地域包括支援センター）等が開催する他の会議体と一体的に行うものとする。

### 3 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に、定期的を実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内容について記録する。

### 4 虐待等が発生した場合の対応について

虐待等が発生した場合は、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 5 虐待が発生した場合の相談・報告体制について

鳩山町高齢者虐待防止対策事業実施要綱（平成5年告示第117号）に基づき、措置、対応等を行うこととする。対応等に係る初動対応の協議及び援助方針等の決定については、鳩山町地域見守りネットワーク設置要綱（平成21年告示第154号第4条第5項による支援会議等にて協議を行うものとする。

#### (1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、原則社会福祉士があたるものとする。

#### (2) 虐待対応担当者への報告

虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。

#### (3) 事実確認

虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行う。

これらの確認の経緯は、時系列で整理する。

#### (4) 事情聴取

虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

#### (5) 発生後の町への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会等において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて町へ報告する。

### 6 成年後見制度の利用支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

### 7 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

(1) 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

## 8 その他

3に定める研修のほか、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し（年1回以上）、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

### 附則

本指針は、令和7年1月1日から施行する。